指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホーム外ヶ浜荘運営規程　変更内容

変更前（令和６年４月１日）	変更後（令和７年４月１日）
第２章　職員及び勤務分掌 （職員の職種及び員数） 第４条　施設に次の職員を置く。 （１）施設長（管理者）　１名 （２）医師（嘱託医）　１名 （３）生活相談員　１名 （４）介護職員　15.６名 （５）看護職員　２名 （６）管理栄養士　１名 （７）機能訓練指導員　１名 （８）介護支援専門員　１名	第２章　職員及び勤務分掌 （職員の職種及び員数） 第４条　施設に次の職員を置く。 （１）施設長（管理者）　１名 （２）医師（嘱託医）　１名 （３）生活相談員　１名 （４）介護職員　16.６名 （５）看護職員　２名 （６）管理栄養士　１名 （７）機能訓練指導員　１名 （８）介護支援専門員　１名

附　　則

この規程は平成２５年４月１日から施行する。

平成２６年４月１日一部変更

平成２７年４月１日一部変更

平成２８年４月１日一部変更

平成２９年４月１日一部変更

平成３０年４月１日一部変更

平成３０年８月１日一部変更

平成３１年４月１日一部変更

令和　２年４月１日一部変更

令和　２年７月１日一部変更

令和　３年４月１日一部変更

令和　４年４月１日一部変更

令和　５年４月１日一部変更

令和　６年４月１日一部変更

令和　７年４月１日一部変更

指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホーム外ヶ浜荘運営規程

第１章　　総　　則

（目的及び基本方針）

第１条　この規程は、社会福祉法人清友会が運営する指定介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム外ヶ浜荘（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

２　　施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

３　　施設は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

４　　施設は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称）

第２条　施設の名称及び住所は次のとおりとする。

（１）名　称：特別養護老人ホーム外ヶ浜荘

（２）所在地：青森市奥内字宮田５６４－２

（利用定員）

第３条　施設の利用定員は5ユニット各ユニット10名とする

第２章　職員及び勤務分掌

（職員の職種及び員数）

第４条　施設に次の職員を置く。

（１）施設長（管理者）　　１名

（２）医師（嘱託医）　　１名

（３）生活相談員　　１名

（４）介護職員　　16名以上

（５）看　護　職　員　　２名
（６）管 理 栄 養 士　　１名
（７）機能訓練指導員　　１名
（８）介護支援専門員　　１名
２　事務員、調理員その他の職員は施設の実情に応じて適当数を置くものとする。

（職務の内容）
第５条　職員の職務分掌は次のとおりとする。
（１）施設長（管理者）
施設の業務を統括する。
（２）医師
利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
（３）生活相談員
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
（４）介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
（５）看護職員
利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
（６）管理栄養士
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
（７）機能訓練指導員
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
（８）介護支援専門員
利用者の介護支援に関する業務に従事する。
（９）事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
（１０）調理員
栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

２　職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

（会議）
第６条　施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。
（１）職員会議
（２）サービス提供担当者会議
（３）ケア会議

（４）介護ユニット会議
（５）看護会議
（６）感染症対策会議
（７）給食会議
（８）職員勉強会
（９）各種委員会会議（適宜開催）
２　会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第３章　運営に関する事項

（内容及び手続きの説明及び同意）
第７条　施設は、指定介護老人福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

（受給資格などの確認）
第８条　施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
２　施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

（入退所）
第９条　施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために、常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供する。
２　施設は正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒まないようにする。
３　施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
４　施設は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
５　施設は、利用者についての、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むかどうかを検討する。
６　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員間で協議する。
７　施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活

を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家庭の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
８　施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設利用の留意事項)
第１０条　当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項を厳守していただく。
（１）所持品の管理
医療等の日用品や装飾品は、特に依頼のない場合は自己管理する。
ハサミ等の刃物については、自己管理が難しいと判断した場合、職員が保管・管理する。
（２）面会
面会時間　　原則として８：００～２０：００
※　来訪者は、必ずその都度職員に届け出る。
※　なお、来訪される場合、持ち込み品は、必ず職員に伝え、事務所内にて面会名簿の記帳をする。
※　また、ペットの同伴はお断りする。
（３）現金の管理
○紛失等のトラブルを避けるため、現金所持はお断りする。なお、やむをえず所持を希望される方は、要相談とする。万一紛失した場合、施設は責任を負わない。
（４）施設・設備の使用上の注意
○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用する。
○故意に、又は、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により現状に復すか、又は相当の代価をお支払いとなる場合がある。
○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要性があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとする。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行う。
○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできない。
○迷惑行為等、騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はお断りする。
（５）喫煙・飲食
敷地内は禁煙となっています。飲酒については、要相談。
ただし、クリスマス会、忘年会、新年会等のイベント時にはご提供させていただく場合もある。
（６）入所要件

要介護３～５の認定を受けた方が対象。
平成２７年４月１日以降に入所し、介護度の変更で自立、要支援、又は要介護１・２に変更になった場合は退所となる。（特例入所の要件に該当すると認められる場合を除く）
平成２７年３月３１日以前に入所された利用者は、要介護１～５の認定を受けている場合、入所継続可能となる。
※特例入所の要件
○認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること。
○知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思の疎通の困難さ等が頻繁にみられること。
○家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
○単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

（要介護認定の申請にかかる援助）
第１１条　施設は、要介護認定を受けていない利用者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
２　施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の３０日前には行われるように必要な援助を行う。

（入退所の記録の記載）
第１２条　施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

（利用料等の受領）
第１３条　施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスについて、介護保険法４８条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の合計額（以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
２　施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
３　施設は、前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けること

ができる。
（１）利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
（２）理美容代金
（３）指定介護老人福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
４　施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は、その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（保険給付のための証明書の発行について）
第１４条　施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（施設サービス計画の作成）
第１５条　施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
２　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
３　計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護福祉サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護老人福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
４　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
５　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
６　第二項から第四項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準

用する。

（指定介護老人福祉施設の取扱方針）
第１６条　施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、妥当適切な対応に努める。
２　指定介護老人福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
３　施設の職員は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
４　施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
５　施設は、自らその提供する指定介護老人福祉施設サービスの質の評価を行い、常に改善を図る。
６　施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたって、利用者の入所時及び退所時には、利用者又は家族の希望、利用者の状態により自宅まで送迎を行う。但し、原則として、送迎を行う範囲は青森市内とする。

（介護）
第１７条　介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。
２　施設は、１週間に２回以上適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
３　施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
４　施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替える。
５　施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
６　施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
７　施設は、利用者に対し、その負担により当該施設の職員以外の者による介護をうけさせてはならない。

（食事の提供）
第１８条　食事の提供は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。
２　食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう

努める。

（相談及び援助）
第１９条　施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜提供等）
第２０条　施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。
２　施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
３　施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

（機能訓練）
第２１条　施設は、利用者に対し、その心身の状況などに応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（健康管理）
第２２条　施設の医師（嘱託医）又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講ずる。
２　施設の医師（嘱託医）は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りでない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第２３条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
(1)　虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2) 虐待防止のための指針の整備
(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
(4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、

これを市町村に通報するものとする。

（身体の拘束）
第２４条　施設は、原則として利用者に対し身体の拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護する緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、利用者の家族等の同意を得た後、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録簿に記載する。

（褥瘡対策等）
第２５条　施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置）
第２６条　施設は、利用者の人権を擁護するために権利擁護等に関わる相談等に対応し、成年後見年後見制度の制度が円滑に利用できるよう、制度に関する情報提供を行ったり、成年後見人となるべき者を薦めることができる団体等の紹介を行う。
２　施設では、要介護従事者等による高齢者虐待が発生しないように適切な措置を講ずるものとし、次に掲げる行為が行われた場合は、遅滞なく市町村に通報するものとする。
（１）「身体的虐待」
利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行が加えられたと思われる時。
（２）「心理的虐待」
利用者に対する暴言等著しい心理的外傷を与える言動が行われたと思われる時。
（３）「性的虐待」
利用者にわいせつな行為を行った場合、又は行わせようとしたと思われる時。
（４）「介護、世話の放棄」
利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置等利用者を養護すべき職務上の業務を著しく怠ったと思われる時。
（５）「経済的虐待」
利用者の財産を不当に処分することや不当に財産上の利益を得たと思われる時。
３　上記、第２項各号に掲げる虐待行為を当該施設職員が市町村等に通報した場合であっても、施設は通報したことを理由として、その職員を解雇その他不利益となる取り扱いは一切行わないものとする。

（利用者の入院期間中の取扱）
第２７条　施設は、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、

入院後概ね３ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所できるようにする。

（利用者に関する市町村への通知）
第２８条　施設は、利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知する。
（１）　正当な理由なしに指定介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
（２）　偽り、その他の不正行為によって介護給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）
第２９条　施設は、利用者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておく。
２　施設は、当該施設の職員によって指定介護老人福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者に影響を及ぼさない業務に関してはこの限りではない。
３　施設は、職員に対しその資質向上のための研修の機会を確保する。

（定員の遵守）
第３０条　施設は、利用定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（衛生管理等）
第３１条　施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療用具に管理を適正に行う。
２　施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

（協力医療機関）
第３２条　施設は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておく。
２　施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

（緊急時等の対応方法）

第３３条　施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておく。

（掲示）
第３４条　施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料金その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持等）
第３５条　施設の職員及び職員であった者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　施設は、職員及び職員であった者が、正当な理由なく、職員である間及び職員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。
３　施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

（広告）
第３６条　施設は、当該施設について広告する場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）
第３７条　施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に該当施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
２　施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該施設から退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）
第３８条　施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
２　施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示、又は市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
３　施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関

して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（地域等との連携）
第３９条　施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）
第４０条　利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、県、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
２　施設は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）
第４１条　施設は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、避難、救出、その他必要な訓練を行う。

（会計の区分）
第４２条　指定介護老人福祉施設サービスの事業の会計、又その他の事業の会計と区分する。

（記録の整備）
第４３条　施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。施設は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存する。

附　　則

この規程は平成２５年４月１日から施行する。

平成２６年４月１日一部変更

平成２７年４月１日一部変更

平成２８年４月１日一部変更

平成２９年４月１日一部変更

平成３０年４月１日一部変更

平成３０年８月１日一部変更

平成３１年４月１日一部変更

令和　２年４月１日一部変更

令和　２年７月１日一部変更

令和　３年４月１日一部変更

令和　４年４月１日一部変更

令和　５年４月１日一部変更

令和　６年４月１日一部変更

令和　7年４月１日一部変更